

令和 5 年 9 月 1 日
J Aバンク新潟県信連

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針について

J Aバンク新潟県信連では、「経営者保証に関するガイドライン」を融資慣行として更に浸透・定着させていくために、その取組方針を定め公表いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 公表日

令和 5 年 9 月 1 日 (金)

2. 取組方針の内容

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、態勢整備のうえ、本ガイドラインを遵守しております。

また、経営者保証に依存しない融資のより一層の促進に努めるとともに、お客さまと保証契約を締結する場合のほか、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

お客さまと保証契約を締結する場合は、以下について可能な限り個別具体的にご説明したうえで、その説明内容を記録に残します。

1. どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか
2. どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか
3. 原則として、保証履行時の履行請求は一律に保証金額全額に行うものでないこと

なお、保証契約の必要性を判断する際は、以下の点を確認しております。

1. 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか
2. 法人と経営者との間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないか
3. 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であるか
4. 法人から適時適切に財務情報等が提供されているか

お客さまからお申し出を頂いた場合、既存の保証契約についても、本ガイドラインに則り経営者保証を求めない対応が可能かを改めて検討いたします。

(本件に関するお問い合わせ先)

J Aバンク新潟県信連

融資部 融資統括班 TEL : 025-211-3230